

寄附金取扱い規程

平成24年3月8日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団（以下「本財団」という。）が寄附者から現金（以下「寄附金」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が当財団が行う活動に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく当財団に給付する現金をいう。

2 現金以外の有価証券又は物品及び固定資産等の寄附については、別途定める。

(寄附の受入の制限)

第3条 本財団は、寄附金が次の各号に定めるもののうちいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- ① 寄附金の受入において、次に掲げる条件等が付されているとき
 - ア) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - イ) 寄附者が寄附の経理についての監査を行うこと
 - ウ) 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
 - エ) 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - オ) その他理事長が本財団の運営上支障があると認める条件
- ② 寄附金を受け入れることにより、当財団の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第3条に定める目的の達成に資するものではないと判断されるとき

(寄附の募集に関する禁止行為)

第4条 寄附の募集においては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第17条に定める次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附しない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること
- ② 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること
- ③ 寄附金の使途について誤認させるおそれのある行為をすること
- ④ 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること

(寄附の申入れがあった場合の取扱い)

第5条 寄附者から本財団に対し寄附の申入れがあったときは、第3項各号に定める事項を確認しなければならない。

- 2 前項の寄附の申入れで、その寄附金が1千万円以上である場合には、理事長の承認を得なければならない。
- 3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者から次の各号に定める事項を記載した寄附の申入れ書面を受領するものとする。
 - ① 寄附者の住所及び氏名
 - ② 寄附金の額
 - ③ 寄附金の使途の指定の有無及びその指定がある場合は、当該使途
 - ④ その他必要事項

(寄附金を受領したときの取扱い)

第6条 寄附金を受領したときは、寄附者に対し次の各号に定める事項を記載した受領証を発行するものとする

- ① 寄附金を受領した日付
 - ② 寄附金の額
 - ③ 寄附者による寄附金の使途の指定があった場合は、その使途
- 2 前項に定める受領証の発行とあわせて、寄附者に対して、当財団は公益財団法人であり寄附金は所得税控除の対象となる旨を通知するとともに、本財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理)

第7条 寄附金を当財団の基本財産とする場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

- 2 受領した寄附金の運用及び管理については、別に定める「財産運用及び管理規程」によるものとする。
- 3 受領した寄附金を収益とする場合は、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。
 - ① 寄附者による寄附金の使途の指定がある場合には、当該使途の収益としなければならない。
 - ② 寄附者による寄附金の使途の指定がない場合には、公益目的保有財産の配賦比率により公益目的事業会計と法人会計に分割して収益としなければならない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。